

令和5年5月25日

保護者・生徒のみなさんへ

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内中学校
校長 住 田 義 広

Chromebook の活用について

文部科学省はこれからの社会情勢の激変を勘案し、日本の今後の歩むべき道を検討した上で、巨額の予算を投じて、すべての児童生徒への一人一台端末を貸与する GIGA スクール実現による新時代学校教育の実現に踏み出しました。高校入学時には私的デバイス購入を求められます。荘内中学校では、いち早くその主旨の実現に向けて学校教育の変革を進めています。県教育委員会からも素晴らしい学校づくりが進められているという評価を受けています。

そうした中で、想定されていた生徒による様々なルール違反は発生しており、教職員は指導を徹底しています。御家庭でも指導し続けていると思いますが、間違いを犯すのが子どもですので、次々に課題が表出しているのが現状です。

これまでの取組を検証し、荘内中学校では次のような規制をかけています。本来、自由に Chromebook を学習に活用し、生徒の自主的な自己管理能力で適切に運用することが求められると考えておりますが、ほとんどの生徒は自己規制ができて、一部の生徒は自己規制が困難であることは否めません。自己規制ができない生徒を守るため、次のとおり、規制を設けていますので、お伝えいたします。



記

- 1 Chromebook は 0 : 00～5 : 00 の間は使用できないように設定しています。
0 : 00 前には警告通知をいたします。
時に管理システム WinBird で生徒の使用の様子をチェックしています。
- 2 Chromebook 管理システムの WinBird を許可なく解除した生徒は、Chromebook の貸与を取り消し、2 週間程度取り上げます。
その他、不適切な使用を行った生徒にも同様の取扱いをいたします。その間、提出物が出せなかったり、学びが停止する事態を招きますが、自己責任として御了承ください。
- 3 Chromebook の破損による弁償が急増しており、5 万円以上の弁償をする事案が発生しています。
一定期間貸与された品であることの認識の醸成を指導していきますが、今後も破損させない意識を持たない安易な破損は厳しく弁償を求められることをご了承ください。(保険加入は重要)
なお、破損防止のためクッションケースの準備をお願いしています。まだのご家庭はよろしく願います。
- 4 各家庭で SNS 利用等のルールづくりはお任せしています。しっかりお子様と話し合ってください。